公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年9月11日

公益財団法人佐賀県産業振興機構 さが県産品流通デザイン公社 所長 副島 三記子

- 1 競争入札に付する事項
- (1)業務名 公益財団法人佐賀県産業振興機構 さが県産品流通デザイン公社パソコン借上げ契約
- (2)業務仕様等 仕様書及び入札説明書による
- (3)履行期間 令和6年11月1日から令和9年3月31日まで(29ヶ月間)
- (4)履行場所 佐賀市城内1丁目1番59号県庁9階 公益財団法人佐賀県産業振興機構 さが県産品流通デザイン公社
- 2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。 なお、資格要件確認のため、県を通じて佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 県内に本店又は支店を有し、当公益財団法人との契約実績を有する、又は入札書の提出期限の時点で佐賀県の物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 当該物品の納入後、納入先の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不 渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている 者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者 でないこと。

- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団は又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

(1)入札に参加しようとする者(以下「入札者」という)は、入札参加届と関係資料を令和6年9月20日(金)午後5時までに下記の問合せ先に持参又は郵送(9月20日(金)午後5時までに問合せ先必着)してください。郵送の場合は、書留郵便としてください。

提出した関係資料等について説明を求められる場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、「入札参加届」等を提出した後に入札に参加しないこととした場合は、辞退届 を書面で入札実施日前日までに提出してください。

提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※ 問合せ先

〒 840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号県庁9階
公益財団法人佐賀県産業振興機構
さが県産品流通デザイン公社 HR・総務グループ
TEL 0952-20-5601

(2) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者 の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生 手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札

者の業務執行が困難と見込まれるとき。

- ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けたとき。
- エ 自己又は自社の役員等が2(8)の各号に該当する者であること及び2(8)の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- オ その他本件借上げ契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生した とき。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び問合せ先
 - 3 (1) の担当に同じ
- (2) 仕様書等の交付方法

令和6年9月11日(水)から9月19日(木)までの日(土日、祝日を除く。)の午前9時より午後5時までの間、上記(1)において交付します。また公社のホームページからも入手できます。(https://sagapin.jp/)

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年9月25日(水)10時00分

イ 場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁内 産業労働部 部内会議室(新館9階)

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。(代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出してください。)この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行ないます。

(6)入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期 することもあります。その場合は入札参加者に対し別途連絡します。

5 その他

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2)入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者
- (3)入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者 の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行 することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 契約書作成の要否:要

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

- (6) 落札者の決定方法
 - ア 有効な入札を行った者で、予定価格の範囲内であり、かつ最低の申し込みを行った 者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している 場合は落札者とします。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札 候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
 - ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人 以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合 において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これ に代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
 - エ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき (入札価格のうち予定価格の制限の 範囲内の価格の入札がない場合) は、直ちに再度入札を行います。
- (7)提出された書類は返却しません。また、提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。
- (8) 詳細は、仕様書等を参照してください。
- (9) 問合せ先

公益財団法人佐賀県産業振興機構 さが県産品流通デザイン公社

HR・総務グループ TEL 0952-20-5601